



平成27年日野町議会第1回定例会が、3月2日から25日までの24日間にわたって開会され、提案がありました36件の議案および報告2件について審議が行われました。

提案されました議案は、すべて原案どおり可決・同意されました。

主な内容は、次のとおりです。平成27年度の予算については、2ページから7ページに詳しくお知らせしています。

人事案件

◆日野町教育委員会教育長の任命について

今宿綾子さん（東近江市）を任命する同意がされました。任期は平成27年4月2日から3年間となります。

条例の制定・改正

◆日野町債権管理条例の制定について

町の債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資するため、債権の管理事務の基準を定める条例を制定しました。

◆日野町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定

らびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定公布に伴い、日野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定しました。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、子どものための教育・保育に関する利用者負担額（幼稚園・保育園の利用料）を定める条例を制定しました。

について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、子どものための教育・保育に関する利用者負担額（幼稚園・保育園の利用料）を定める条例を制定しました。

◆日野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定公布に伴い、日野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定しました。

◆日野町指定介護予防支援等の事業の人員および運営

らびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定公布に伴い、日野町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定しました。

◆日野町教育長の勤務時間その他の勤務条件および休暇ならびに職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定公布に伴い、教育長が一般職から特別職に変更となるため、新たに条例を制定しました。

◆近江日野商人ふるさと館の設置および管理に関する条例の制定について

平成25年に町が所有した旧山中正吉家の土地・建物を、本年4月1日より近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」として一般公開するため、設

置および管理等について定める条例を制定しました。

◆介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定公布に伴い、「日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例」および「日野町指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について、厚生労働省令の基準に従い条例の改正を行いました。

◆鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の制定公布に伴い、法律の名称変更による関係条例の整理を行うため、条例改正を行いました。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定公布に伴い、法律の名称変更による関係条例の整理を行うため、条例改正を行いました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定公布に伴い、教育長が一般職から特別職に変更となるため、特別職の職員の給与等に関する条例等の関係条例の改正と廃止を行いました。

◆日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

町史編さん事業が平成26年度をもって終了し、日野町附属機関のうち日野町史編さん委員会を廃止するため、条例の改正を行いました。

◆日野町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続法の一部を改正する法律の制定公布に伴い、国民の権利利益の保護の充実のための手続きとして、「処分等の求め」および「行政指導の中止の求め」に関する規定の整備等を行うため、条例の改正を行いました。

◆特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬額を定めるとともに、事務嘱託員

(区長)および農業組合長ならびに統計調査員の報酬額の改正等を行うため、条例の改正を行いました。

◆日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律および浄化槽法に基づく許可等に係る手数料を定めるため、条例の改正を行いました。

◆日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定について

大谷公園内にあるグラウンドゴルフ場整備に伴い、有料公園使用料を改定することとし、時間単位での使用を可能とするための改正を行い、また、グリム冒険の森各施設使用料を改定するため、条例の改正を行いました。

◆日野町財産区管理条例の一部を改正する条例の制定について

日野町大小池財産区管理会から町へ名称変更についての要請に伴い、日野町大池小池財産区管理会に変更するため、条例の改正を行いました。

◆日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

子育て家庭に対する支援の一環として、小学校4年生から6年生の通院時の医療費助成を新たに平成27年10月1日から実施するため、条例の改正を行いました。

◆日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年度から平成29年度までの介護保険事業を円滑に運営するために策定した「第6期日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」により、各種サービス見込み量に基づき、必要な介護保険料などを改定するため、条例の改正を行いました。

◆日野町保育所保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定公布に伴い、児童福祉法が改正され、平成27年4月から保育所における保育の認定基準については子ども・子育て支援法施行規則に規定が設けられたことにより、条例の廃止を行いました。

◆日野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定公布に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置くことなどを内容とする改正が行われたため、文言の整理を行いました。

補正予算

◆平成26年度一般会計

1億5千220万8千円を減額し、予算総額は83億1千954万円となりました。

今回の補正は、年度末による各事業の経費の精算に伴うものや、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として成立した国の補正予算に伴う事業費の増額が主なものです。増額補正の主なものは、次のとおりです。

歳出

☆減債基金積立金 1億2千47万2千円
☆地方創生交付金事業(地域消費喚起・生活支援型) 3千400万円

☆地方創生交付金事業(地方創生先行型)

◆平成26年度国民健康保険特別会計

3千100万円
一般被保険者にかかる療養給付費および高額療養費の増額等により、3千29万4千円を増額し、予算総額は22億3千273万2千円となりました。また、社会保障・税番号制度対応システム改修業務について、翌年度へ繰越しを行い予算執行するため、繰越明許費を設定しました。

◆平成26年度公共下水道事業特別会計

工事請負費の精算などにより、5千543万4千円を減額し、予算総額は8億2千964万3千円となりました。

◆平成26年度農業集落排水事業特別会計

工事請負費の精算などにより、1千839万円を減額し、予算総額は1億9千462万6千円となりました。また、小水力等農村地域資源利活用促進事業について、翌年度へ繰越しを行い予算執行するため、繰越明許費を設定しました。

◆平成26年度介護保険特別会計

介護保険給付費の減額などにより、保険事業勘定を89万9千円減額し、予算総額は18億1千888万1千円となりました。また、社会保障・税番号制度対応システム改修業務について、翌年度へ繰越しを行い予算執行するため、繰越明許費を設定しました。

◆平成26年度後期高齢者医療特別会計
社会保障・税番号制度対応システム改修業務について、翌年度へ繰越しを行い予算執行するため、繰越明許費を設定しました。

◆平成26年度水道事業会計

受託工事収益の減額などにより、収益的収支の収入予定額を69万4千円減額し、6億6千443万2千円に、支出予定額を355万円増額し、6億1千333万円となりました。また、北山主要幹線老朽管更新工事などの事業精査により、資本的収支の収入予定額を986万7千円減額し、7千808万5千円に、支出予定額を3千700万円減額し、1億7千404万9千円となりました。

◆問い合わせ先
議会事務局 ☎6551